

## 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく手延べ干しめんの日本農林規格  
の改正について

下記のとおり、手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

- 1 件名  
手延べ干しめんの日本農林規格の改正
- 2 対象範囲  
手延べ干しめん
- 3 趣旨及び目的  
手延べ干しめんの日本農林規格について、様式の一部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03) 6744-7139  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から60日後